

「第2次広島市男女共同参画基本計画(見直し案)」に対する意見への対応

No.	部分	基本 施策	素案 ページ	発言者名	内容	回答
1	全体	—	—	中谷委員	「重点施策」「重点指標」等、いろいろな表現があり、読み込みにくい部分がある。施策の体系図のような図表化をしていただくと分かりやすい。また、素案23ページでの「重点指標」「成果指標」の区別についても、説明がないため分かりにくい。	24ページのとおり修正します。
2		—	—	北委員	全体を通じて、柱や基本目標の表現などで「女性」という表現が多く、男性側の視点が弱い。例えば、基本目標6「生涯を通じた女性の健康支援」の部分では、男性の健康問題などもあり、表現を工夫して欲しい。	女性の労働力率のM字カーブ問題や管理職比率など、男性と比べると、女性に関する解決すべき課題が多い状況があります。本市においても、国と同様に引き続き、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していくなければならないと考えており、「女性」という表現が多くなっています。なお、男性についても、家事や子育て等の家庭生活の参画などが不十分であることから、基本目標21「働く場における男女共同参画推進と職業生活と家庭生活の両立」の基本施策6「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」において、男性の施策を推進していきます。
3	序章	—	4	貴田委員 (意見書No.1)	【序章、2、(2)、イ】 「M字カーブ」が解消されていない理由をもう少し詳しく分析する必要がある。正規雇用であった女性が結婚、出産で約6割の女性が退職を余儀なくされている現実にもっとメスを入れるべきではないか。いくら、産休、育休の制度があることを知っていても産休等の代替えが確保されなければ、その人が関わっていた仕事を他の人に負担をもらうことになるため「みんなに迷惑をかける」といつてやめていく女性が多いと思う。再就職のための就労支援はもちろんんだが、もっと積極的に退職をしなくて済むように、産休や育休、介護休職などの代替えを企業が講じるような取り組みが必要ではないか。	企業が職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができる雇用環境整備に取り組むよう、先進事例の紹介などの広報、啓発を行うことで、企業の働き方改革を促進していきます。また、育児休業については、厚生労働省において、企業が育児休業取得者の代替要員を確保した場合に支給する助成金制度があります。しかし、制度があまり周知されておらず、活用が十分にできていないことから、国や県と連携して、企業に対して、この助成金制度の活用について周知、啓発を行っていきます。
4	第1章	—	19	貴田委員 (意見書No.2)	【第1章、6、(2)】 「職業生活における『女性活躍』を迅速かつ重点的に推進します。」という項目が追加されているが、具体的にどういったことを考えているのか。現在職業生活で女性は賃金や地位や雇用状況は男性に比べ低位だが、彼女たちの働きなくして経済活動は成り立たない。これ以上活躍を強調されることには違和感を感じる。女性の雇用条件の改善こそが急がれることではないか。	
5	施策体系・ 施策目標等	—	22	貴田委員 (意見書No.3)	【施策体系比較】 「働く場における男女の均等な機会と待遇の確保と女性の活躍を推進する取り組みの促進」となっているが、職場でこれ以上女性に活躍を強いることには反対である。第1章、6、(2)の項でも意見を述べたが、女性は職場で男性に比べ待遇等は低位にあるにもかかわらず、男性以上に与えられた仕事で十分活躍している。よって「女性の活躍を推進する取り組み」は削除されたい。	女性の活躍の推進は、働きたい働き続けたいと考える女性が、それぞれの希望に応じて働くことができるよう環境を整えるための施策であり、女性に活躍を強いるものではありません。働くことを希望するか否かは個々人の自由意思によるものですが、働くことを希望する女性が、個性や能力を十分に発揮するためには、職業生活と家庭生活の両立支援や、女性の登用促進とともに、雇用条件の改善が必要であるため、国や県と連携して、企業等への働きかけを行っていきます。
6		—	24	貴田委員 (意見書No.5)	【第2章 I 施策体系】 「働く場における……女性の活躍を推進する取り組みの促進」とあるが、上記NO2と同様、具体的にどういったことが考えらるか。ことさらに「女性の活躍」を強調することには違和感を感じる。この項目では「女性の活躍を推進する」を削除を希望する。	
7		—	23	貴田委員 (意見書No.4)	【施策目標(指標)の体系比較】 6項目目「働く時間を工夫して労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす」となっているが、これでは長時間労働は労働者個人の問題としてとらえられる。個々人の努力によって長時間労働は削減できない。企業の責任において長時間労働の削減を行うべき。よって、「長時間労働の削減に取り組む企業の割合を増やす」とすべきではないか。	この指標は、労働者個人の職業生活と家庭生活との調和の推進を図るために指標であり、企業側の取組を推進するための指標としては、「事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業を増やす」「仕事と家庭の調和に取り組む市内の民間企業の数を増やす」などを掲げています。それぞれの指標により、職場における労使双方の意識の改革を目指します。
8		—	23	貴田委員 (意見書No.4)	【施策目標(指標)の体系比較】 7項目目「男性が家事……(年齢を問わず結婚している男性の平日1日….)」となっているが、「結婚している男性」に限定すべきではないと思う。今は結婚しない男女も多く親世代と同居の独身男性も多数いる。その場合、母親に家事等を任せている場合が多いと思う。「よって結婚している男性」とする必要がない。	この指標は、家庭内での家事等の負担が夫婦間で偏っていることが、女性が職業生活と家庭生活を両立していく上での課題の一つとなっていることから、これを解消していくため、結婚している男性の子育てを含む家事時間について、アンケート調査において集計し、夫の家事時間の経年変化を分析しているものです。加えて、妻から見た夫の家事時間も集計し、夫婦間における家事時間に対する意識の違いも分析しています。このため、結婚している男性を対象としています。

No.	部分	基本施策	素案ページ	発言者名	内容	回答
9	基本目標1	1	29	貴田委員 (意見書No.6)	「市の女性職員については……成績主義の原則を前提としつつ……」とあるが、成績主義を掲げられることに反対である。何をもってどう成績を判断されるかが不明である。そもそも市民生活に密着した仕事で個人の成績が判断できるものではないと思う。人は成長する可能性を持っており女性が登用されることにより学習し、その人の能力が発揮できると思う。	当該箇所は、地方公務員の採用、昇任等について定めた地方公務員法の規定(「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」(成績主義の原則))を踏まえたものであり、修正の必要はないと考えています。
10		1	32	平谷副部会長	指標「市職員の管理職における女性の割合を増やす」について、 ①16%という目標数値の根拠をお示しいただきたい。 現状把握のためのデータ整理(役付職員の職位別の女性職員比率など)と、これまで行ってきた取組とその効果、今後、目標達成に向けてどのような見通しを持っているのか、きめ細かな情報を開示いただけたとありがたい。 ②女性職員比率が徐々に高くなるとしても、そのまで自然に女性管理職が増えていくのは難しいと考えられるため、環境整備、意識啓発等の積極的登用へ向けた取組も必要である。	<p>【項目①】 1 目標数値の根拠 第2次広島市男女共同参画基本計画策定時(平成22年度)に、第1次計画の開始年度からの1年当たりの増加率を基に目標を設定しています。</p> <p>2 これまで行ってきた主な取組 - 女性の課長補佐級のライン職への配置 - 主に男性職員が担ってきた分野(ケースワーカー、税の収納、固定資産の評価、人事労務等)への女性職員の職域拡大 - 国の研修機関(自治大学校等)への女性職員の派遣 - 女性職員のスキルアップを支援する講座(女性職員プラッシュアップ研修)の開催</p> <p>3 取組の効果等 役付職員の職位別女性割合は、局長級7.1%、部長級6.8%、課長級11.6%、課長補佐級18.0%、係長級28.9%(平成27年4月1日現在)。 管理職(課長級以上)における女性職員の割合は10.3%となり、前年度実績(10.2%)より0.1%上昇。 引き続き上記の取組等を通じて女性職員の育成等を図り、目標の達成に努めていきたいと考えています。</p> <p>【項目②】 女性職員の活躍を推進するためには、上記の女性職員の育成等の取組のほか、育児・介護等との両立支援策の推進などの環境整備等も重要と考えており、今後、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定する中で検討していきます。</p>
11	基本目標2	2	34	牛来委員	企業側のインセンティブについては、広報の方法に工夫が必要である。	国や県の制度も含め、一体的な広報が必要と考えており、基本目標9「関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施」において、具体的取組として「企業に対する広報の充実」を追加し、国・県・経済団体と連携して、啓発冊子やリーフレットなどの配布対象者、配布方法を工夫し、制度の周知・利用促進に取り組んでいきます。
12		2	35	大原委員	必ずしも正規雇用でなければならないわけではなく、子育て期間などには、自ら非正規雇用を選択する場合もありうる。ただし、正規社員を希望する場合には、正規社員として就業できるように支援する施策を推進してほしい。	厚生労働省では、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、職業訓練等の人材育成などの取組を実施した企業に支給するキャリアアップ助成金があります。このため、本市では、この制度の活用を促進するため、企業に対して助成金の周知・啓発を行っています。 また、出産・育児・介護等により離職した女性の再就職を促進するため、中途採用する女性のマッチングや必要なコンサルティング等、再就職に向けた総合的な支援も行っています。
13		2	35	牛来委員	再就職を希望する女性に対する研修や講座について、専門的な内容のものを拡充するなど、女性のスキルをより向上させるようなものを検討してほしい。	男女共同参画推進センターで行う講座などを始め、職業訓練学校でのコースなど、国や県・市において様々な研修・講座が実施されているため、国、県と連携して、周知・利用促進に取り組んでいきます。
14	基本目標3	—	—	篠原部会長	高学歴女性のスキルアップについては、経理や会計などのスキルを学習することが、女性のトップリーダーシップ、意思決定等の面で非常に有効。	中小企業大学校の研修など、様々な研修・講座が実施されているため、国、県と連携して、周知・利用促進に取り組んでいきます。
15		2	36	牛来委員	具体的取組の中の「女性・シニア創業パッケージ型支援事業」は、現在、女性に限定せずに実施されていると思うが、どうか。	現行の事業名(創業チャレンジ・ベンチャー支援事業)に合わせて、具体的取組の記載内容を修正します。

No.	部分	基本施策	素案ページ	発言者名	内容	回答
基本目標2	16	2,5	37,38	平谷副部会長	労基法・育児休業法の制度をきちんと使うことができれば、正規で働きたい人が働き続けることができるため、法の遵守や制度の内容について、企業や労働者に対する周知啓発に関するこことを盛り込んでほしい。	基本目標2の基本施策5「職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備」の中に、「事業者・労働者に対する労働基準法、育児介護休業法の周知・啓発」を追加します。また、基本目標9「関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施」において、具体的取組として、「企業に対する広報の充実」を追加し、国、県、経済団体と連携して取り組んでいきます。
	17	5	37	高倉委員	長時間労働を解消しない限り、男性の家庭生活への参画、女性の職業生活への参画のどちらも難しい。健康の問題にもつながってくるものであり、長時間労働の解消について、どこかで触れてほしい。	長時間労働の削減については、37ページの基本施策5「職業生活と家庭生活の両立に向けた環境整備」の「ア 職業生活と子育て、介護等の家庭生活を両立させるための事業者への働きかけ」で記載していますが、34ページの基本施策1「女性の職業生活における活躍の推進」の「エ 健康に留意した職場環境づくりの推進」、38ページの基本施策6「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」の「(2)男性の家庭生活への参加を促す取組の推進」においても記載します。
	18	6	38,39	高倉委員	男性に関わる施策については、基本目標2に包含されるということだったが、あまり男性に関する記載が見受けられない。	男性に関する施策については、基本目標2「働く場における男女共同参画推進と職業生活と家庭生活の両立」においては、基本施策6「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」で記載しています。
	19	6	38,39	北委員	基本施策6「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」の部分について、具体的取組として新しいものがない。	具体的取組の「男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援」において、男性の育児や介護等、男性を対象として講座を充実していくことを検討しています。
基本目標3	20	7	39,40	伊藤委員	基本施策7「子育て支援策の充実」の部分の具体的取組について、平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画」での取組内容を反映させてほしい。	具体的取組に「子ども・子育て支援事業計画」の事業を反映させます。
	21	7	40	平谷副部会長	基本施策7「子育て支援策の充実」(1)ウの「子どもの放課後等の居場所の確保」について、放課後児童クラブの拡充は大きな課題ですが、子どもの権利保障の視点から、質の確保がなおざりにされることのないよう、進めていただきたい(子どものストレスを増やし、トラブルも起きているため)。広さや、土の運動場確保についても検討していただきたい。	「子どもの放課後等の居場所の確保」については、働きたい人が働き続けるための、職業生活と家庭生活の両立支援の一環として設けている施策です。子どもの権利の視点からの放課後児童クラブ等の質の確保の問題については、御要望として所管課に伝えます。
	22	8	40,41	永岡委員	介護離職しなければならないのは、要介護度が重いケースが多く、デイサービスの充実に加えて、利用料があまり高額でない有料老人ホームの整備が必要。この場合、設備の豪華さではなく、介護職員の離職率など、介護体制の中身が優良かどうかで判断できる仕組みができると良い。	超高齢社会の中で、介護離職は非常に重要な問題と認識しています。介護休暇制度を使いやさしいような職場環境の改善に向けた働きかけに力を入れて行きたいと考えています。要介護度が重度の方への施策については、介護の計画とも連動しながら取り組むものであり、御要望として所管課に伝えます。
	23	3	44	中村委員	市民活動やNPOに対しては、信用保証や融資枠の拡大など環境が整ってきたが、女性の起業やソーシャルビジネス、コミュニティビジネスを支援するためには、今後、特に小口の融資に力を入れてほしい。	平成27年10月1日から、制度改正により、NPO法人も広島市中小企業融資制度を利用できるようになったため、女性の起業支援及び地域活動取り組む市民・団体の支援に関する具体的取組として追加します。
	24	4	44	中村委員	災害時のボランティア活動などでも、これまで男性中心で意思決定をしてきた部分がある中で、女性の意思決定への参画をどう確保するかという点が課題である。	平成26年度から、自主防災組織への女性の参加意欲を醸成し、女性リーダーの養成を図ることを目的として、「男女共同参画による防災地域づくり講座」を実施しており、今後も継続して取り組んでいくことで、避難所運営や災害現場等の意思決定の過程に、女性の参画を促進していきます。
	25	4	44	中村委員	基本施策4「男女共同参画の視点からの防災・復興活動の支援」の具体的取組として、防災分野のものだけではなく、8.20の経験を踏まえた女性の視点での配慮を組み込んだ、復興活動の現場における取組についても加えてほしい。	危機管理室などの関係各課と連携して、男女共同参画の視点を取り入れた取組を検討していきます。
	26	4	44	北委員	防災は男性が中心という認識もあるが、若い世代の男性では、防災に関する意識が低いため、若い世代への働きかけが必要。このことは、基本目標8の基本施策4の中の、「若者の将来を見通した自己形成」とも関連してくると考えている。	防災に関する意識啓発については、御要望として所管課へ伝えます。

No.	部分	基本施策	素案ページ	発言者名	内容	回答
27	基本目標4	2	48	貴田委員 (意見書No.7)	「外国人市民に対する支援の充実」が掲げられ「外国人児童生徒の就学や進路、……支援を推進します」となっているが、現在朝鮮高級学校は高校授業料無償化の対象から外されている。朝鮮学園には朝鮮民主主義共和国の国籍の生徒、韓国国籍の生徒、日本国籍の生徒などが通学している。アメリカンスクールなどは無償化の対象になっているのに朝鮮高級学校のみが対象外になっていることはおかしいと思う。その上、朝鮮学園に対する広島県、広島市の補助金が打ち切られている。同じ日本に住む子どもたちの教育を保障することに対しこのような差別的な対応は是正されるべきと思う。	高等学校等就学支援金の支給については、全国一律の取扱いとするため、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づいています。制度の対象となる各種学校は、施行規則で「文部科学大臣が指定したもの」と規定されており、広島インターナショナルスクールは施行規則第1条第1項第4号口の規定に基づき指定されているため、対象となっていますが、広島朝鮮高級学校は現時点では対象ではありません。 御要望の内容については、所管している広島県環境県民局学事課へ伝えています。
28		3	—	平谷委員	子供貧困対策法で学校現場は貧困のプラットホームと位置付けられ、県では次世代計画の中で貧困対策計画が盛り込まれ、福祉部門と学校をつないで対策をしている。広島市ではどうなのか。	所管課に要望します。
29		4	47	平谷副部会長	今後も高齢単身女性の相対的貧困率が高まっていくのは明らかであり、施策として、高齢単身女性の貧困対策や、地域での孤立を防ぐための支援が必要。	「くらしサポートセンター事業」を高齢単身女性の貧困防止対策として、「高齢者地域支え合いモデル事業」を地域での孤立を防ぐための支援として、具体的な取組に追加します。
30		3	50	貴田委員 (意見書No.8)	指標「経済的に自立しているひとり親家庭の割合を増やす」とあるが、子ども一人の場合、二人以上の場合等年収何百万円ぐらいを想定しているか。	子どもの年齢や住環境などひとり親家庭の置かれている環境は個々に異なるので、年収を一律に算定するのは困難です。なお、ひとり親家庭を対象とする児童扶養手当では、支給停止となる所得制限額を設けており、その額から収入額を算定すると、子ども一人の場合で約365万円、二人の場合で約412万5千円、三人の場合で約460万円となっています。
31		3	50	平谷委員	指標「経済的自立しているひとり親の割合を増やす」の数値目標は良いが(先ほど述べましたように「自立」というのが被害者にプレッシャーをかける表現であると思われる)表題を変更してほしい。	「経済的に自立しているひとり親家庭の割合を増やす」を「経済的な自立に向けて就業したひとり親家庭の割合を増やす」に変更します。
32		—	51	北委員	「女性に対するあらゆる暴力」という表現について、配偶者からの暴力やデートDVでは、男性が被害者になることもありますため、その点を踏まえて検討してほしい。	暴力の被害者としては女性が圧倒的に多い現状などから、表題の「女性に対するあらゆる暴力」という表現については、やはり「女性に対する」という部分を打ち出さなければいけないと考えています。国の基本計画においても、同様の取扱いとなっています。 男性被害者への対応については、DV防止計画の基本目標2「被害者への相談支援の充実」に記載します。
33		—	51	平谷副部会長	数は少ないものの、男性への暴力があり、男性は逆にバイアスがかかって、周囲に理解されず苦しんでいるため、 ・男性に対する暴力もあること ・男性に対する暴力への理解が必要であること については、何らか付記していただきたい。	
34		—	—	篠原部会長	特に、モラハラなどの精神的DVでは、男女の被害・加害は拮抗すると言われる。男性も被害者になるということについては、踏み込んで記載していただきたい。	
35		3	54	平谷副部会長 (意見書)	基本施策3「セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実」について、今日、ハラスメントは、セクハラに限らないため、「セクシュアル」に限定せず、あるいは「セクハラをはじめとするハラスメント」のようにしていただくほうが、これから先につながる計画になると思う。	「セクシャル・ハラスメント等」に修正します。
36	基本目標5	4	55	小出来委員	ストーカー的な要素をぜひ考えていただきたい。 第2次広島市男女共同参画基本計画のⅡ安心・安全な暮らしの実現 5女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援の4項目の「女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進」とあるが、「ストーカー行為」というのも文言として入れて欲しい。	基本施策4「女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進」の中に、「ストーカー行為」の文言を記載します。
37		1,3	57	中谷委員	基本施策1「生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進」の中身が、女性に関する記述に偏っている。例えばエイズの問題は男性の問題もあるなど、男性側の視点も入れて加筆してほしい。 (※エイズについては、基本施策3)	男性の視点も入れて修正します。
38		3	60	中谷委員	指標「成人の喫煙率を下げる」 可能であれば、重点指標にして、「成人の男女の喫煙率を下げる」という表現に変えてほしい。	この5年間で重点的に取り組む指標としては、女性の健康に特化した「子宮がん検診の受診率を上げる」、「乳がん検診の受診率を上げる」とします。 「成人の男女の喫煙率を下げる」の記載については、御指摘のとおり、修正します。

No.	部分	基本施策	素案ページ	発言者名	内容	回答
39	基本目標8	1	—	大原委員	LGBTなどのセクシャルマイノリティーの方への対応について、広島市では何か考えているのか。	
40		1	64	篠原部会長	LGBTの方等への対応について、基本目標8の基本施策1の部分に「人権尊重の観点から配慮が必要」と記載されているため、「配慮」とは何かということについて、具体的な取組として明示してはどうか。	
41		4	—	篠原会長	スクールカウンセラーや児童館など、学校現場でなくても、地域がサポートすることが望まれる。呉市の事件のように、学校に行っていない子供への対応が必要。	
42		4	—	篠原会長	スクールカウンセラーが学校にどの程度、常駐しているのか、資料として提出してほしい。	
43		4	66	篠原部会長	男女共同参画に関する教育を、平和教育に匹敵するものにしなければ、バランスが取れない。幼小中高校別・学年別のカリキュラムを作り取り組むなど、「学校教育における男女共同参画に関する教育の推進」には、今後5年間で特に力を入れて取り組んでいきたい。	
44		2	70	平谷副部会長 (意見書)	基本施策2「市民やNPO、企業等との連携・協働」について、町内会等、地域団体との連携強化が、そうした団体の性別役割分担意識の解消に向けて重要と思うので、盛り込んでいただきたい。	